

## 東京都歯科衛生士修学資金貸与条例（案）

### （目的）

第一条 この条例は、東京都の区域内（以下「都内」という。）に所在する歯科衛生士を養成する学校若しくは養成所に在学する者又は歯科衛生士免許を取得し、都内に所在する大学院の修士課程において口腔保健に関する専門知識を修得しようとする者で、将来都内において歯科衛生士業務に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与し、もつてこれらの者の修学を容易にすることにより、都内の歯科衛生士の確保及び質の向上に資することを目的とする。

### （用語の意義）

第二条 この条例において「養成施設」とは、歯科衛生士を養成する学校又は養成所をいう。

2 この条例において「大学院」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十七条に規定する大学院で、口腔保健に関する専門知識を修得するためのものをいう。

### （貸与の資格）

第三条 歯科衛生士修学資金（以下「修学資金」という。）は、第一種貸与及び第二種貸与とし、修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならぬ。

一 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号。以下「法」という。）第十二条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校で都内に所在するもの若しくは知事が指定した養成所に在学している者又は歯科衛生士免許を取得した者で都内に所在する大学院の修士課程に在学しているものであること。

二 成績優秀にして、かつ、心身健全であること。

三 経済的理由により修学困難であること。

四 同種の修学資金を他から借り受けていないこと。

五 第一種貸与を受けようとする者のうち、養成施設に在学しているものにあつては、養成施設卒業後都内において引き続き五年以上、大学院の修士課程に在学しているものにあつては、大学院修了後都内において引き続き五年以上の期間、第二種貸与を受けようとする者にあつては、養成施設卒業後又は大学院修了後都内において歯科衛生士業務に従事しようとする意思を有すること。

(貸与金額)

第四条 修学資金の貸与額は、次の表の区分の欄に掲げる貸与の種別又は在学の区分及び設置者の欄の区分に応じ、それぞれ同表の月額の欄に定める額とする。

第一種貸与	区分	設置者	月額
法第十二条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は知事が指定した養成所	国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人その他東京都規則（以下「規則」という。）で定める法人を含む。以下同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。以下同じ。）	国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人その他東京都規則（以下「規則」という。）で定める法人を含む。以下同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。以下同じ。）	三万二千円
大学院修士課程	国又は地方公共団体以外のもの		三万六千円
第二種貸与			八万三千円
			一口二万五千円で二口まで

(貸与期間)

第五条 修学資金の貸与期間は、養成施設又は大学院修士課程の正規の修業期間とする。

(貸与金の利子)

第六条 修学資金の貸与金は、無利子とする。

(貸与の申込み)

第七条 修学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申し込まなければならぬ。

(貸与の決定)

第八条 知事は、前条に規定する申込みがあつた場合は、毎年度予算の範囲内において、第十六条に規定する委員会の議を経て、修学資金の貸与の適否を決定し、その旨申込者に通知する。

(連帯保証人)

第九条 修学資金の貸与を受けようとするとする者は、次の各号に掲げる要件を備えた連帯保証人二人を立てなければならない。

- 一 貸与の月の六ヶ月前から引き続き都内に住所を有していること。
- 二 一定の職業を持ち、かつ、独立の生計を営んでいること。
- 三 この修学資金について、他に保証していないこと。

2 前項第一号及び第三号の規定にかかわらず、知事が保証能力があると認めた場合は、その者を連帯保証人とすることができます。

(貸与の中止等)

第十条 知事は、修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号の一に該当する場合は修学資金の貸与を中止することができる。

一 退学したとき。

二 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。

三 偽りの申込みその他の不正手段によつて貸与を受けたとき。

四 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

五 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

2 知事は修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これら の月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月 の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

(返還債務の当然免除)

第十一條 知事は、修学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）が、次の各号のいづれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除する。

一 第一種貸与を受けた者（以下「第一種貸与者」という。）のうち養成施設において貸与を受けた者が、養成施設卒業後、大学院への進学、疾病、負傷等やむを得ない理由（以下この項及び次条第一項において「やむを得ない理由」という。）により歯科衛生士業務に従事できなかつた期間を除き、知事が指定した施設（以下「指定施設」という。）において引き続き五年間歯科衛生士業務に従事したとき。ただし、やむを得ない理由がない場合であつて、養成施設を卒業した日から一年を経過する日までに歯科衛生士業務に係る免許（以下「免許」という。）を取得できなかつたとき、及び免許取得後直ちに指定施設において歯科衛生士業務に従事しなかつたときを除く。

二 第一種貸与者のうち大学院修士課程において貸与を受けた者が、大学院修了後、やむを得ない理由により

歯科衛生士業務に従事できなかつた期間を除き、都内において引き続き五年間歯科衛生士業務に従事したとき。ただし、やむを得ない理由がない場合であつて、大学院修了後一年以内に都内において歯科衛生士業務に従事しなかつたときを除く。

三 前二号に規定する歯科衛生士業務従事期間中に歯科衛生士業務上の理由により死亡し、又は歯科衛生士業務に起因する心身の故障のため歯科衛生士業務を継続することができなくなつたとき。

2 被貸与者が免許の取得を条件に歯科衛生士業務に準ずる業務に従事した場合は、当該期間を前項に規定する歯科衛生士業務に従事した期間とみなす。ただし、養成施設を卒業した日から一年を経過する日までに免許を取得できなかつたときはこの限りでない。

#### (返還及び返還方法)

第十二条 被貸与者は、やむを得ない理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して、第一種貸与者及び第二種貸与を受け、養成施設卒業後又は大学院修了後に都内において歯科衛生士業務に従事した者にあつては、貸与を受けた期間（第十条第二項の規定により修学資金が貸与されなかつた期間を除く。以下同じ。）に相当する期間内（第一種貸与者で大学院修士課程において貸与を受けた者にあつては十年以内）に、第二種貸与を受けた者（以下「第二種貸与者」という。）のうち養成施設卒業後又は大学院修了後に都内において歯科衛生士業務に従事しなかつた者にあつては、貸与を受けた期間に相当する期間の二分の一の期間内に、月賦又は最長半年賦の均等払方式により、修学資金を返還しなければならない。ただし、第十三条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、これらの返還期間と当該猶予された期間を合算した期間内に返還しなければならない。

一 第十条第一項の規定により、修学資金の貸与が中止されたとき。

二 第一種貸与者が、養成施設を卒業した日から一年を経過する日までに免許を取得できなかつたとき。

三 第一種貸与者のうち、養成施設において貸与を受けた者にあつては、免許取得後直ちに指定施設において、大学院修士課程において貸与を受けた者にあつては、大学院修了後一年以内に都内において歯科衛生士業務に従事しなかつたとき。

四 前条の規定による返還の債務の当然免除を受ける前に歯科衛生士業務外の理由により死亡し、又は第一種貸与者のうち、養成施設において貸与を受けた者にあつては指定施設において、大学院修士課程において貸与を受けた者にあつては都内において歯科衛生士業務に従事しなくなつたとき。

五 第二種貸与者が、養成施設を卒業し、又は大学院を修了したとき。

2 前項の規定にかかわらず、被貸与者がその全額の返還を希望する場合は、直ちに返還することができる。

(返還債務の履行猶予)

第十三条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる理由が継続する期間、返還の債務の履行を猶予することができる。

一 第十条第一項の規定により修学資金の貸与を中止された後も、引き続き養成施設又は大学院修士課程に在学しているとき。

二 養成施設において貸与を受けた者にあつては、養成施設卒業後更に大学院において、大学院修士課程において貸与を受けた者にあつては、大学院終了後更に大学院博士課程において修学しているとき。

三 第一種貸与者のうち、養成施設において貸与を受けた者にあつては指定施設において、大学院修士課程において貸与を受けた者にあつては都内において歯科衛生士業務に従事しているとき。

四 災害、疾病その他のやむを得ない理由があると認められるとき。

2 知事は、第二種貸与者が貸与を二口受けた場合は、一方の口の返還が終了する予定の月まで他の口の返還の債務の履行を猶予することができる。

3 知事は、第一種貸与及び第二種貸与の両方を受けた者が第一種貸与及び第二種貸与について前条に定める返還事由に該当した場合は、第一種貸与の返還が終了する予定の月まで第二種貸与の返還の債務の履行を猶予することができる。

(返還債務の裁量免除)

第十四条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与した修学資金の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除することができる。

一 第一種貸与者のうち養成施設において貸与を受けた者が、修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上指定施設において歯科衛生士業務に従事したとき。

二 死亡又は心身の故障により修学資金を返還することができなくなつたとき。

2 前項第一号の規定により免除できる返還の債務の額は、当該従事した期間（月を単位とする。以下同じ。）を修学資金の貸与を受けた期間（この期間が二十四月に満たないときは、二十四月とする。）の二分の五に相当する期間で除して得た数値（この数値が一を超えるときは、一とする。）を修学資金の返還の債務の額（履行期が到来していない部分に限る。）に乗じて得た額とする。

3 第十一条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(延滞利子)

第十五条 被貸与者は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

(選考委員会)

第十六条 修学資金の貸与を受ける者の選考の公正を期するため、知事の附属機関として、東京都歯科衛生士修

学資金選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の所掌事務）

第十七条 委員会は、知事の諮問に応じ、修学資金の貸与を受ける者の選考について審議して答申するものとする。

（委員会の組織）

第十八条 委員会は、学識経験のある者の中から、知事が委嘱する委員五人以内で組織する。

2 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長の選任及び権限）

第十九条 委員会に会長及び副会長各一名を置き、委員が互選する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

（招集）

第二十条 委員会は、知事が招集する。

（定足数及び表決数）

第二十一条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任）

第二十二条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(提案理由)

都内の歯科衛生士の確保及び質の向上を図るため、歯科衛生士修学資金貸与制度を新たに設ける必要がある。